

エリアインバランスの誤算定に係る報告徴収の受領について

2023年2月9日

関西電力送配電株式会社

当社は、関西エリアのインバランス※¹を誤って算定していたことが判明し、本日、経済産業省から報告徴収を受領しました。

昨年度までの関西エリアのインバランスは、関西エリアの電力需給実績をもとに算定していましたが、2021年6月分から2022年3月分までの間、小売電気事業者が時間前市場※²で調達した電力量を計上できていなかったことが、今回の誤算定の原因です。

今回の誤算定により、関西エリアのみならず、全国の発電・小売電気事業者等と一般送配電事業者とのインバランス料金※³に影響を及ぼすことになります。

関係者の皆さまにご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

なお、インバランス料金は、発電・小売電気事業者等と一般送配電事業者との間の取引に関するものであり、一般のお客さまの電気料金に直接影響を与えるものではありません。

当社は、本件を重く受け止め、今後、インバランスの誤算定防止に努めてまいります。

- ※1：発電・小売電気事業者等は30分単位の発電計画や需要計画を策定し、当該計画と発電電力量および需要電力量の実績が同量となるよう、運用している。しかしながら、実際の運用においては需要や発電が計画どおりにならない場合があり、この差分を「インバランス」という。
また、各一般送配電事業者の供給区域を「エリア」といい、エリアにおけるインバランスを合計したものを「エリアインバランス」という。
- ※2：当日市場（時間前市場）とは日本卸電力取引所（JEPX）における商品の一つであり、一日前市場（スポット市場）で翌日に受渡する電気の取引がなされた後、実際の受渡までの間に不測の発電不調や需要急増等の需給ミスマッチが起こった場合に対応するための市場。
- ※3：インバランスが発生した場合、その差分を一般送配電事業者が調整しており、余剰分は同事業者が買い取り、不足分は同事業者が供給し、月分の「インバランス料金」として翌々月に精算している。インバランス料金は、2022年3月までは全国のインバランス量やJEPXの市場価格等をもとに算定（旧制度）していたが、2022年4月以降は制度が変更となり、インバランスを解消するために発動させた調整力のkWh価格（限界的なkWh価格）等をもとに算定（新制度）することとなった。

以 上

別紙：エリアインバランスの誤算定の概要

エリアインバランスの誤算定の概要

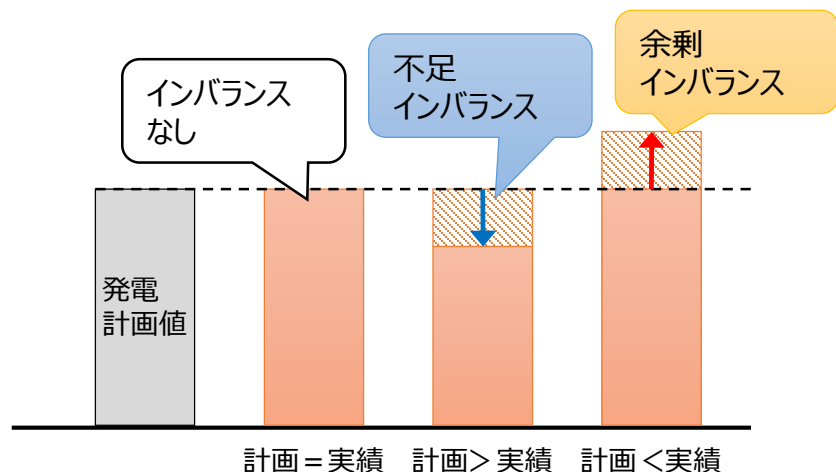
2023年2月9日

関西電力送配電株式会社

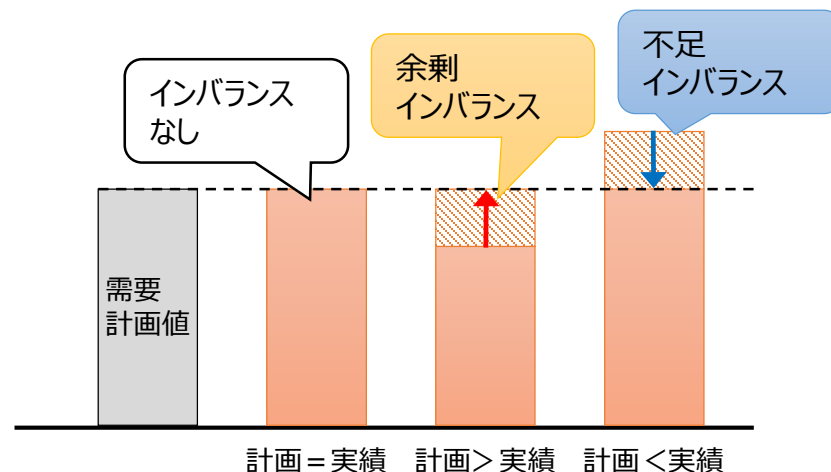
■ 計画値同時同量およびインバンス

- 2016年4月から計画値同時同量制度が導入され、発電事業者および小売電気事業者等は30分単位の発電計画や需要計画を策定し、当該計画と発電電力量および需要電力量の実績が同量となるよう、運用しています。
- しかし、実際の運用においては発電電力量や需要電力量の実績が計画どおりにならない場合もあり、この差分を「インバンス」といいます。一般送配電事業者は、インバンスを調整しており、余剰分は同事業者が買い取り、不足分は同事業者が供給し、1ヶ月単位で「インバンス料金」として精算しています。
- 各一般送配電事業者の供給区域を「エリア」といい、エリアにおける発電事業者および小売電気事業者等のインバンスを合計したものを「エリアインバンス」といいます。また、エリアインバンスの全国分を合計したものを「全国のインバンス」といいます。

■ 発電事業者のインバンス



■ 小売電気事業者のインバンス



■ インバランス料金

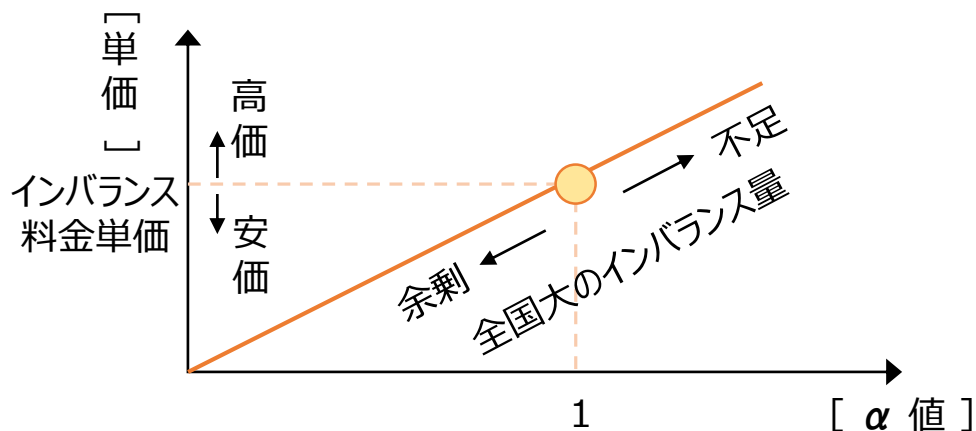
- インバランス料金とは、計画電力量に対し同時同量を達成できない場合に発生する差分（インバランス）に対する料金で、2022年3月分までの単価は日本卸電力取引所の市場価格に連動しており、30分ごとで以下の算定式により決まります。

不足インバランス料金単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値 $\times \alpha + \beta + K$

余剰インバランス料金単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値 $\times \alpha + \beta - L$

α : 全国大の系統全体におけるインバランスの発生状況に応じた調整項
(全国大で不足の場合: $\alpha > 1$ 、全国大で余剰の場合: $0 < \alpha < 1$)
 β : 地域ごとの市場価格差を反映する調整項
 K : 不足インバランス時のインセンティブ定数 ($K > 0$)
 L : 余剰インバランス時のインセンティブ定数 ($L < 0$)

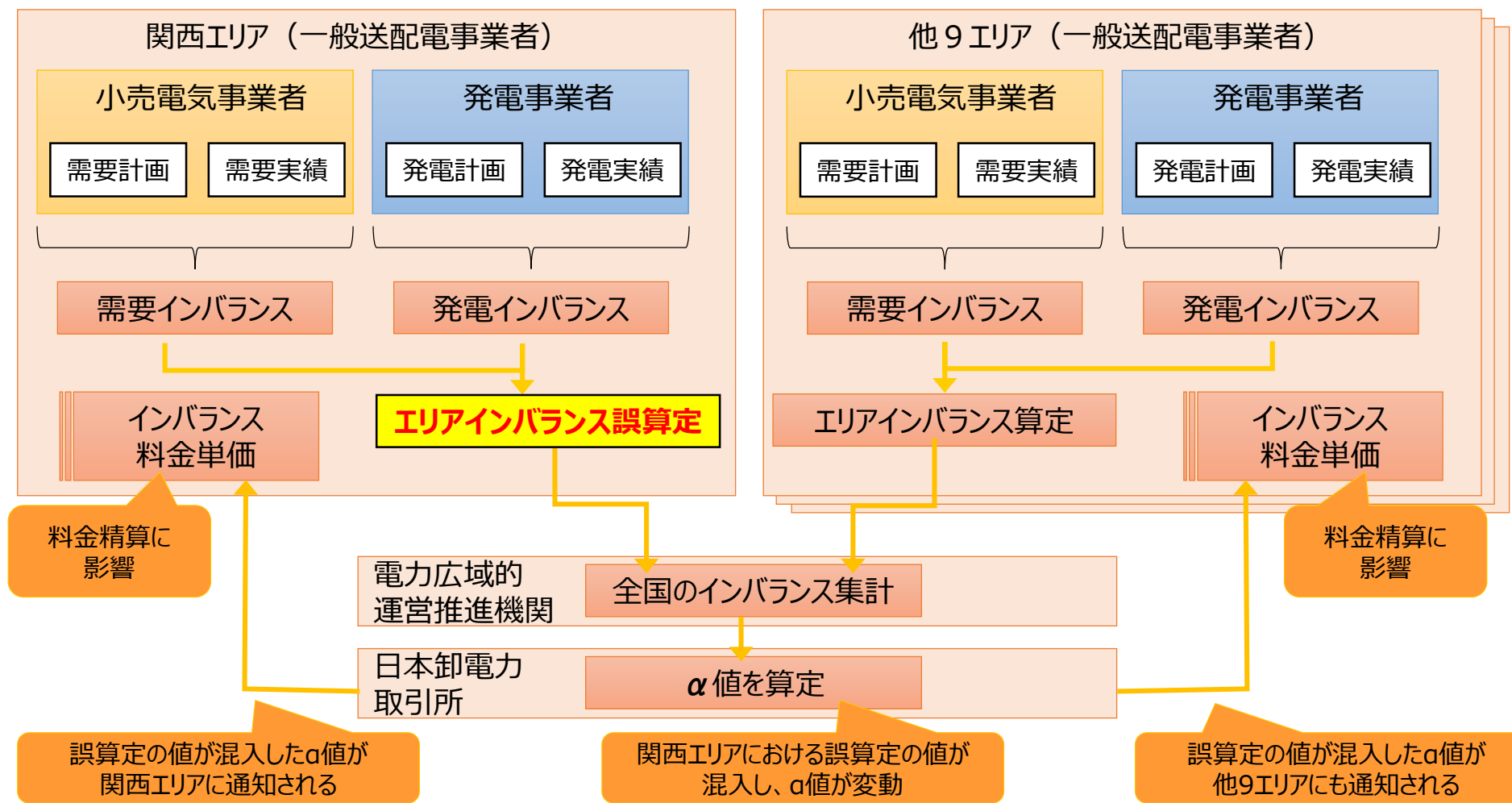
■ 調整項（ α 値）とインバランス料金単価の関係



関西エリアのインバランス量が変更になると全国大のインバランス量が変わるため、インバランス料金単価の諸元(α 値)に影響を与える可能性がある

■ 当社のエリアインバランス誤算定による全国への影響イメージ

- 各エリアにおいてエリアインバランスを算定し、電力広域的運営推進機関（広域機関）にて全国のインバランス量を集計した後、日本卸電力取引所でインバランス料金単価算定のための調整項（ α 値）を算出します。
- このため、ある地域のエリアインバランスが変動すると、 α 値が変動する可能性があります。



今回のエリアインバランス誤算定となった原因

- 旧インバランス料金制度においては、エリアインバランスの算定諸元の一つとして、小売電気事業者が日本卸電力取引所（スポット市場および時間前市場）から調達した電力量を計上する必要があり、広域機関から当社に対して当該データの連携が行われています。
- 今回の誤算定は、2021年6月分から新インバランス料金制度に移行する前の2022年3月分までの間、時間前市場からの調達量のデータ連携がなされていなかったことから発生しています。
- データ連携がなされていなかった原因は、2020年12月に広域機関から当社に対して、時間前市場からの調達量のデータ連携停止可否について確認があった際に、当社が誤ってデータ連携停止可能と回答したため、2021年6月分以降データ連携がなされなくなったものです。

※誤算定となった期間：2021年6月1日 0:00～2022年3月31日 24:00までの14,592コマ

2021年5月分まで



2021年6月分以降

